

令和4年度（第4回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和4年12月26日(月)

午後7時から午後8時15分まで

場所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室

< 開 会 >

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

本日の出席委員は、9名です。過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっております。当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いらっしゃいません。

【議 長】

本日の議題は、議題1. 議題2. となっております。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。議題1で約25分、議題2で約25分と予定していますが、あくまで目安と考えています。十分な審議をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険税率等の改定について>

【事務局】

第3回に令和5年度国民健康保険事業の収支見込みを説明しましたが、12月15日までに判明した情報をもとに変更した箇所がありますので、改めてご説明をさせていただきます。

主な変更点は、3点ございます。1点目が、歳出の事業費納付金の見込額が神奈川県から示されたことから金額を変更しました。

2点目が、歳出の市町村経費である健診事業や出産育児一時金の金額の見直しを行いました。出産育児一時金については、1件あたりの支給額を47万円から50万円に引き上げて算出しています。これに伴い、歳入の収入見込額を変更しました。

3点目が、変更点の1点目、2点目から歳入歳出予算の総額が変わったため、基金の取崩し額の見直しを行いました。

では、資料1をご覧ください。この資料は、資料1-2の令和5年度国民健康保険事業の収支見込みを総括した資料となっておりますので、資料1-2と併せてご覧ください。

では、まず1の歳出です。この歳出額については、医療給付費分で6億8,210万8千円、後期高齢者支援金分で2億4,748万9千円、介護納付金分で8,468万7千円となっており、合計で10億1,428万4千円となります。こちらは、資料1-2の1ページのA事業費納付金及び同資料2ページのB市町村経費を合算した額が記載されています。

ここで、令和5年度の事業費納付金について、現時点で神奈川県から示されている情報をもとにご説明させていただきます。県からは、納付金の見込額が示されており、最終的に確定した金額については、過去の経緯や直近の神奈川県への確認状況から例年通り、年明けになる見込みです。しかし、例年の事前に示された納付金額と最終的に示された納付金額との間に大きな乖離がないことから、本協議会では、既に示されている納付金の見込額を活用し、算定することにします。

次に2の歳入です。歳入を大きく分けると、交付金や法定内繰入金等のその他収入と現行保険税率での収納見込額に分けることが出来ます。これらを合算すると、医療給付費分については、6億4,454万1千円、後期高齢者支援金分については、2億3,137万5千円、介護納付金分については、7,514万9千円となっており、これらの合計が9億5,106万5千円となります。こちらは、資料1-2の4ページのD収入見込額（特別交付金・基盤安定繰入金・法定内繰入金・滞納分保険税等）の合計及び同資料6ページのF現行保険税率での収納見込額を合算した額が記載されています。

次に、3の歳入と歳出の差額ですが、歳出から歳入を差し引くと、それぞれ医療給付費分が3,756万7千円の不足、後期高齢者支援金分は1,611万4千円の不足、介護納付金分は953万8千円の不足となっており、現行税率で算定を行った場合の不足額は合計で6,321万9千円となり、前回の資料より216万2千円減額となっています。

ここで、前回の会議において議論を交わした内容を報告させていただきます。

- ① 被保険者数が減少しているが、一人あたり保険給付費が増加していることに伴い、事業費納付金が今後も増額することが見込まれること。
- ② 今後の財政調整基金の活用について、県の財政調整基金が既に見込めない状況にあるため、事業費納付金が今後増加することが見込まれる。今後、基金を取崩し続けると大磯町の財政調整基金も枯渇する状況になること。そのときに保険税率を一気にあげざるを得ないことも踏まえ検討すること。
- ③ 基金の取崩しの許容範囲について、大磯町国民健康保険運営協議会において審議を行い、最低保有金額を1億円としている。令和5年度に関しては、約6,000万円を取崩し、現行の保険税率で運営ができると考えている。
- ④ 経済社会活動の正常化が進んでいることから増収が見込まれるが、それを上回る物価高騰により被保険者の生活は厳しい状況にある。この状況の中、保険税率額等を改正し負担を増やすべきか検討すること。

これらを踏まえ、保険税率額等の改正が必要かどうか最終的に判断していただきたいと思います。

引き続き、資料1の3歳入と歳出の差額をご覧ください。現行税率で算定を行った場合の不足額は合計で6,321万9千円ですが、本来であれば、この不足額を保険税収入で補うことが必要であるため、保険税の改定を検討することになります。しかし、ここまでの計算の中で財政調整基金が活用されておりません。

そこで、資料1-2の7ページ、H財政調整基金の残高をご覧ください。令和4年12月15日現在で、財政調整基金の残高は、1億6,880万9,678円になります。この財政調整基金については、大磯町国民健

康保険運営協議会において審議を行い、最低保有金額を1億円としましたので、現行で保有している1億6,880万9,678円から最低保有額を控除すると、6,880万9,678円が取崩し可能額となります。

そのため、収支不足額6,321万9千円に対し、財政調整基金の取崩し可能額が上回っている状況にあることから、令和5年度については、財政調整基金を活用することで、保険税率を改定せずに運営が出来る見込みとなります。

また、これにより一般会計からの法定外繰入金も不要となります。この一般会計からの法定外繰入金について、補足させていただきます。一般会計からの法定外繰入金とは、保険税の負担緩和を図ることを目的とした繰入金を示しています。これについては、「保険税の上昇を抑えることを目的とした一般会計からの法定外繰入金は解消・削減が必要であり、計画的・段階的に行うことが望ましい。」とされています。

また、一般会計からの法定外繰入金については、財務省の財政制度等審議会にて遅くとも令和5年度までに解消すべきであると言及があり、厚生労働省も時期の言及こそしないまでも財務省と同様の考え方を示しています。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委員】

財政調整基金の金額の経緯はどうなっていますか。

【事務局】

財政調整基金についてですが、国民健康保険制度は平成29年度までは大磯町（各市町村）が単独で全て運営する制度でした。平成30年度に国の制度が変わり、市町村だけではなく県が保険者に加わりました。制度が変わる当初、大磯町は財政調整基金を2億円相当保有していました。この2億円というのは、当時医療にかかった方に対する給付費の支払いが毎月2億円ほどだったので、保険税収入が予定の収納より少なかった時耐えうるために、約1か月分を保有していました。制度が変わり、県が保険者に加わったことにより、大磯町から医療機関へ翌月までに直接支払いをするということがなくなったので、それに伴い基金を保険税の上昇を防ぐために使用をしています。

また、基金の原資についてですが、被保険者の皆様からいただいた保険税や、その年度で使わずに済んだお金を積み立ててきているような状況で、その目的は急激な保険税の上昇を防ぐためとなっています。現在の基金額としては、約1億6,000万円となっております。

【委員】

不足額の6,300万円を保険税で賄うとすると、どのくらいの率を上げる必要がありますか。

【事務局】

6,300万円をすべて保険税で賄うには、税率を9.4%あげる必要があります。

【委員】

法定外繰入金は減少させていくという方針でしょうか。

【事務局】

はい。法定外繰入金について、令和4年度は行っておりません。令和5年度も行わない予定でいます。

【委員】

税率の変更について、県として保険料の統一化を図るという話が出ていると思いますが、兼ね合いはどうなっていますか。

【事務局】

先ほど、平成30年度に国民健康保険事業の制度が変わり、県が保険者に加わったというお話をさせていただきましたが、その理由のひとつに県単位で保険料の統一化をするという考え方があります。

しかし、どこのタイミングで統一の保険料にするのか調整が難航している状況です。広島県や大阪府は早いタイミングで統一化をするという目標を掲げていましたが、なかなか全体の調整が厳しく、実施にいたっていないような状況です。

神奈川県としても税率や税額の賦課の方式が、大磯町のように所得割+均等割+平等割の3方式としている市町村と、所得割+均等割の2方式としている市町村があり、どう揃えていくのか、また、医療費水準について、高齢化率等によって一人あたりにかかる医療費の負担状況が違うため、どう均一にしていけるか、議論が深まっていない状況です。将来的には統一の保険料になるため、その際に基金が全くないと保険税率が急激に変わる可能性があり、その点も踏まえて議論がされている状態で、決定には至っていません。保険料の統一に向けては今後も議論がされていく予定です。

【委員】

今回は基金を使用することで、税率を上げずに何とか運営ができると思いますが、財政がギリギリのため、今後、収入を増やすか、事業費を削減する等、工夫をしていく必要があると思います。保険者努力支援がカットされるというお話もありますが、どう乗り切っていくか教えてください。

【事務局】

令和5年度が、実際に1億円の基金のみでスタートとなったあとに、令和4年度の事業の精算が全て終わり、どのくらいの金額が基金に積み立てられるかが関係あると思います。

また、保険者努力支援が点数をとっても金額が入りづらくなる可能性があります。現時点で点数がとれていないものもいくつかあるため、県からも取り組むよう言われている状況です。その中で、重複多剤について、点数を獲得し、金額が入るよう、新たな事業展開をする予定で考えています。

健診を受けた方とそうでない方の医療費を比較したときに、かかる医療費が数万円単位で変わってきますので、健診をぜひ受けていただきたいとアピールすること、また、現在も行っておりますが、健診の受診者にアンケートをとって

改善点等のききとりをし、事業の工夫をしていく必要があると考えています。

もう一点、社会保険の制度が変わったことにより、異動する被保険者が増えてきます。現在は制度が変わったばかりなので影響がみられないですが、令和5年度にはしっかり影響をみていく必要があるとも感じています。

【委員】

健康診断の項目は最低限が決まっているのでしょうか。エコー等も受けられるようになれば受診する方も増えると思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

国民健康保険の特定健康診査として認められている項目が決まっており、その中では全項目実施しています。エコー等を導入するには、機材を持っている医療機関との調整や受診方法による健診項目の違い、自己負担がどのくらいになるか等調整が必要になってきますので、この場ですぐには実施するというお約束ができない状況です。選択肢をどこまで増やすか、早期発見につなげるにはどうするか等も含めて検討をしていく必要があると思います。

【議長】

保険税率等の改正については、令和2年度以降改正を行わず、財政調整基金を充てて活用しています。前回議論を交わした内容になりますが、経済社会活動の正常化が進んでいることから増収が見込まれますが、それを上回る物価高騰により被保険者の生活は厳しい状況にあります。この状況の中、保険税率等を改正し負担を増やすことは厳しいと考えます。これらを踏まえ令和5年度についても、財政調整基金を取崩し活用できると考えていいですか。

【委員】

私は将来税率が上がるのならば、財政が厳しい現状や健康の意識を高めるためにも、1%や2%など少しずつでも税率を上げた方がいいと思います。

【委員】

私は税率を上げる前に未病対策や補助を増やす等まだやれることがあるのではと思います。基金がなくなってしまうから上げるというのは分かりますが、基金があるのに使わず、不足するから税率を上げるというのは、基金がある状態では少し乱暴に感じました。

【事務局】

事務局の案としては、1億円の財政調整基金が残っている状態で、税率を上げるという決定を皆様にしていただくのは、被保険者に説明をするには根拠が足りないため、厳しいと考えています。今後、被保険者数が減っていく中で、財政調整基金をどこまで取り崩してよいか、最低保有金額がこのままでよいかは議論していく必要があると感じています。

ただ、財政がかなり厳しい状況にあるということも被保険者に知っていただく必要はありますので、事務局としてもしっかり対応を考えていきたいと思います。税率を上げた方がいいというご意見をいただいたことは、今後の運営にとっても後押しになりますが、令和5年度については、まだ、町としてやれることがあるのではと思います。

【議長】

令和5年度以降どうなるかについては、今後議論を進めていく必要がありますが、今回については現行税率のままでも運営ができるということ、ここで急に物価が高騰しているということも踏まえて、現行税率のままにするかどうか、挙手により税率を決定したいと思います。

現行税率のままが良いと思う方、6名。ありがとうございました。多数決の結果、本協議会では、現行税率に決定させていただきます。では、議題1については、以上となります。

次の議題に入らせていただきます。「議題2 答申について」です。

<議題2 答申について>

【議長】

これから本協議会として、町長に提出する答申を作成することとなりますので、事務局はここまでの結果を反映させた答申(素案)の作成をお願いします。

【事務局】

情報提供になりますが、出産育児一時金について、前回までは47万円になるという話でしたが、ここで50万円になるという情報が入っており、この額で確定となる見込みです。現在パブリックコメントを実施している段階で、1月末までに法改正をするという情報が入っております。令和5年4月1日施行の予定となっており、予算編成も法改正に対応した50万円で組んでいる状況です。

また、前回も少しお話をさせていただきましたが、今後法改正がいくつか予定されており、子育て支援

策として、令和6年から産前産後の保険料を免除する制度が議論されています。次年度の協議会の中で情報共有をしながら進めていく形になると思います。通常であれば、財源は国から補填があると思いますが、詳細は示されていません。

協議会の中で、何回か保険者努力支援という言葉を使わせていただいています。保険者として事業の工夫をしていくと、点数が加算され国からもらえるお金を稼げるという制度があります。その中でジェネリックの切替えをされた場合に点数がもらえるという項目がありますが、前回の協議会のときにお話をいただいたとおり、社会情勢の中で供給がままならないというのに、そこで点数加算をされても各自治体が点数をとれず、収入を算段することができず、現状と合っていないという意見を県から国へ伝えていただいています。一方で、重複多剤については、適正化という面でも、必要以上の薬、受診を見直していただく必要があることから町としてもしっかりアピールをしていく必要があると考えております。

答申(素案)の作成・配布

【議 長】

事務局は、答申(素案)の読み上げをお願いします。

【事務局】

では、ただいま配布させていただきました答申(素案)をご覧ください。

本日までの議論をもとに作成した答申(素案)となりますので、ここで全文を読み上げさせていただきます。

答申(素案)の読み上げ

答申(素案)については、以上となります。議長、よろしくをお願いします。

【議 長】

本日までの協議内容を盛り込んだ答申(素案)が示されました。答申には本協議会からの要望を盛り込むことが出来ます。委員の皆様からご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】

(6)の国民健康保険事業の安定的な運営についての要望は、県ではなくて国に行うのでしょうか。

【事務局】

はい。実際には、県を経由することになりますが、国の方でしっかり制度を維持していただく必要がありますので、国に対しての要望という形になります。

【委 員】

先に、ジェネリック医薬品は流通の問題から難しいというお話がありました。(5)に入っていますが、いかがでしょうか。

【事務局】

社会情勢的には難しい状況ですが、医療費の適正化として継続的に実施していかなくてはならないところだとは思いますが、現状とは乖離しているところもあります。自治体としては努力を求める部分ということで、答申としては入れるべきと思い、素案に入れさせていただきました。

【委員】

重複多剤について、事業実施していくというお話がありましたが、そのあたりは入らないのでしょうか。

【事務局】

全体的な中で、医療費の適正化ということになりますので、現在の内容で含まれている形となっておりますが、具体的に重複多剤という内容を入れた方がよろしければ追記が可能です。

【委員】

来年度は評価を実施していく必要があると思います。保険税率を決める際の根拠として、ここまで努力した、ここは改善の余地ありなど、答申で要望した事項がその後どうなったかという点についても議論をしていく必要があると思います。そのため、要望事項に入れていただきたいです。

【事務局】

ありがとうございます。協議会からの要望する事項の中に重複多剤について検証をするというような形で追記をさせていただきます。(5)の下あたりに追記させていただいて、以降の項番をずらさせていただくような形で修正をいたします。

【議長】

他に意見がないようでしたらここまでの議論をもとに事務局は、答申(素案)の修正をお願いします。

答申(案)の作成・配布

【議長】

事務局は、答申(案)の読み上げをお願いします。

【事務局】

では、ただいま配布させていただきました答申(案)をご覧ください。先ほどの議論をもとに修正をした部分のみお伝えします。

答申(案)の変更点読み上げ

答申(案)については、以上となります。議長、よろしくをお願いします。

【議長】

答申については、案を取っていただき、この内容で完成とさせていただきます。

次の議題に入らせていただきます。「議題3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

<議題3 その他>

【事務局】

事務局からございます。今後の流れについてです。今年度の諮問された内容について、国民健康保険運営協議会として示された答申を議長から明日町長へ渡すこととなります。

今回の答申は、国民健康保険税率の改定が不要であるという答申内容ですので、町の政策会議を経て、議会に対して状況報告を行う予定です。また、答申にあたり、町に要望する事項もご指摘いただいておりますので、国民健康保険運営協議会の委員の皆様のご意見を尊重し、国民健康保険の事務を遂行していくこととなります。答申の流れにつきましては、以上となります。

なお、2月に行われます議会では、保険税率・税額以外の条例改正について、国民健康保険条例の一部改正の条例を1件提案する予定です。内容は、出産育児一時金の支給額42万円から50万円に見直しを行うため、関係規定を整理することになります。今後の流れにつきましては、以上となります。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手をお願いします。本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体をとおして質問のある方は、いらっしゃいますか。

【委 員】

広報等での周知啓発は行いますか。

【事務局】

通常、国民健康保険税率の改定があった場合は広報で周知を行っております。今回については、保険税率の改定はありませんので、広報として情報提供をさせていただくのは、出産育児一時金の金額が改正になるという内容についてです。施行のタイミングをみて、広報に掲載する予定です。

ただ、適正化という中で、今回は保険税率等を改定せずに済んだ、今後も大幅な上昇をさせないために意識していただきたいという点で、国民健康保険事業について、広報やホームページ等で情報展開はさせていただく必要があると感じております。

【議 長】

他に質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

次回は、3月27日午後7時開始を予定しております。

【議 長】

それでは、本日の審議は、これで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしくをお願いします。

【事務局】

皆様、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続きご協力をお願いします。また、議事録を確認していただく際に確定した答申を同封させていただきたいと思っておりますので、内容を併せてご確認いただきたいと思いますと考えております。これで、本日のすべての予定を終了します。ありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和4年度第4回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和5年度国民健康保険事業の収支見込み（総括表）
- ・資料1-2 令和5年度国民健康保険事業の収支見込み